

豊中市立第九中学校 PTA 会則

3年間保存してください

第九中学校 PTA 会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は豊中市立第九中学校 PTA と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会の目的は、次の通りとする。

1. 学校・家庭および社会における生徒の健全育成を図ることを目的とする。
2. 会員相互の連絡・協力によって、民主的教育の推進に努め、あわせて社会人としての教養の向上に努める。
3. 学校の教育的諸事業に協力し、教育環境の整備を図る。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は非宗教的、非政治的であって、且つ、専ら営利的行為は行わない。
2. 本会は、地域青少年の教育および社会福祉のために活動する他の団体および諸機関に協力する。
3. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支持も干渉も受けない。
4. 本会は、学校の管理および人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員となることができる者は、次の通りである。

1. 本校に在籍する生徒の保護者（父母またはこれに代わる者 以後保護者）
2. 本校に在勤する校長・教頭および教職員。

第 5 条 本会の権利と義務は次の通りとする。

1. 会員は全て平等の権利と義務を有する。
2. 本会の会員は会費を納付するものとする。

第5章 会 計

第6条 本会の経費は、会費およびその他の収入によって支弁する。

第7条 本会の会費は次の通り徴収する。

1. 本会の会費は月額 300 円とする。
2. 会費の徴収は、家庭単位で行う。

第8条 本会の経理は、総会で承認された予算に基づいて行われ、会計監査委員の監査を経て総会に報告されなければならない。

第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。但し、新年度予算成立までは、役員の実任において前年度予算の12分の2の範囲内で執行することができる。

第6章 役 員

第10条 本会の役員は、次の通りとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 2名 保護者 (1・2に男女を含むことが望ましい)
3. 書記 3名 保護者2名 教職員1名
4. 会計 2名 保護者

第11条 役員の実任は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、総会・運営委員会を招集し、各委員会・各種の会合・事業の報告を受ける。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。
3. 書記は、総会・運営委員会の議事および本会の活動に関する重要事項を記録し、各種の会合について通知・連絡を務める。
4. 会計は総会で承認した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計簿は常時会の閲覧に備えると共に、総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
5. 役員会は必要に応じて開催する。

第12条 本会の役員の実任期間は次の通りとする。

1. 役員の実任期間は1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 公選による公職者は、役員候補者になることができない。また、役員が公職選挙に立候補するときは、その職を辞任しなければならない。
3. 欠員補充のために選出された役員の実任期間は、前任者の残任期間とする。

第13条 本会の役員の設定・就任は次の通りとする。

1. 新役員は、総会または文書で全会員に諮り決定する。
2. 新役員は、4月1日より就任する。

第7章 会計監査委員

第14条 本会の経理を監査するため、会計監査委員2名を置く。

第15条 会計監査委員は、毎年中間監査を行い、決算監査をして、その結果を総会において報告する。但し、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第16条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第17条 本会の会計監査委員の設定・就任は次の通りとする。

1. 会計監査委員は、総会または文書で全会員に諮り決定する。
2. 新会計監査委員は、4月1日より就任する。

第8章 運営委員および会計監査委員の選出

第18条 運営委員選出委員会は次の通りとする。

1. 次年度役員・各常置委員会委員長（1年学級委員長は除く）・会計監査委員の候補を選出するため、毎年1月までに運営委員選出委員会を設ける。
2. 運営委員選出委員の選出は、運営委員会が当たる。
3. 運営委員選出委員会は、運営委員会（会長・校長・教頭を除く）より8名以上で構成する。
4. 運営委員選出委員の氏名は、運営委員選出委員会の設立と同時に全会員に報告する。
5. 運営委員選出委員会の委員長・副委員長・書記は運営委員選出委員同士の話し合いにより選出される。
6. 運営委員選出委員の任期は、次年度役員・各常置委員会委員長（1年学級委員長は除く）・会計監査委員の候補者が総会または文書で承認されるまでとする。
7. 次期役員・各常置委員会委員長（1年学級委員長は除く）・会計監査委員の選出方法は運営委員選出委員会に一任する。
8. 次期役員・各常置委員会委員長（1年学級委員長は除く）・会計監査委員の選出業務・管理は全て運営委員選出委員会に一任する。運営委員選出委員は、その内容を漏外してはならない。
9. 運営委員選出委員会は、次期役員・各常置委員会委員長（1年学級委員長は除く）・会計監査委員候補者を本人の同意を得て、全会員に通知する。なお、1年学級委員長については、会長が新年度学級委員会での選出結果を全会員に通知する。

10. 次期役員・各常置委員会委員長（1年学級委員長は除く）・会計監査委員は、総会または文書で承認を受ける。

第19条 会員は役員・各常置委員会委員長（1年学級委員長は除く）・会計監査委員として運営委員選出委員会に立候補の届出をすることができる。

第9章 総 会

第20条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第21条 総会は、会長が招集し、定足数は全家庭数の5分の1（委任状、議決権行使書を含む）とし、議決はその過半数による。

第22条 定期総会は、年度初めに開催し、前年度の事業報告・収支決算報告・会計監査報告および新年度事業計画案・予算案の承認、その他重要事項を審議する。

第23条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または全会員の10分の1以上の要求があった場合に、会長が招集する。

第10章 運営委員会

第24条 運営委員会は、本会の役員・各常置委員会委員長および校長・教頭をもって構成する。

第25条 運営委員会は、必要に応じ会長が随時招集し、定足数は委員の3分の2とする。但し、構成員の4分の1以上の要求があった場合も、会長が招集する。

第26条 運営委員会は、本会の執行機関であり、各種委員会の事業計画の連絡、承認、総合調整、総会へ提出する議案作成等、総括的重要事項について審議する。

第27条 運営委員会の議決は、出席者の過半数とする。

第11章 各種委員会

第28条 本会の活動に必要な事項を、調査・立案・実施するため、次の通り常置委員会を設ける。また、運営委員会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

1. 会員交流委員会 会員・生徒の交流・親睦を目的とする事業を企画・実施し、協力する。
2. 施設委員会 学校の施設、環境等について、その改善、整備を行う。
3. 広報委員会 会員及び地域社会に対し広報活動を行い、会員の意志の疎通を図ると共に意識の向上に努める。

- 4. 地区委員会 生徒の校外における健全な生活の指導を図ると共に、地域社会の青少年育成に努める関係諸機関に協力する。
- 5. 学級委員会 ① 学年の会員の中心推進力となって、学年の運営に協力する。
② 学級の会員と担任教員との連絡・調整に努め、教育環境の整備学習効果の向上に協力する。

第 29 条 校長は、学校管理および教育上、各種の委員会に出席し、意見を述べることができる。

第 12 章 委員長および委員の選出

第 30 条 本会の委員長及び委員の選出は次の通りとする。

- 1. 地区委員は、地区の推薦に基づき、選出する。
- 2. 他の各常置委員会委員は、学級から数名の委員候補者を互選し、各委員会の委員として、選出する。
- 3. 1 年学級委員長は委員の中から互選し、選出する。
- 4. 他の常置委員会委員長は、第 8 章第 18 条に基づき選出する。
- 5. 委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。欠員補充は各委員会の判断に任せる。
- 6. 特別委員会の委員は、運営委員会で決定しその任期は任務終了までとする。

第 13 章 附 則

第 31 条 この会則に疑義を生じた場合は、運営委員会の解釈に従い、不備な点は一般社会通念によって補う。

第 32 条 この会則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とし、改正案は総会の 10 日前に、全会員に通知しなければならない。

第 33 条 本会の細則の制定と改廃は次の通りとする。

- 1. 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限り、運営委員会の議決を経て定める。
- 2. 運営委員会は、細則を制定、または改廃した場合は、その結果を次期の総会において報告しなければならない。

第34条 この会則は、昭和45年9月10日より実施する。

この会則は、昭和58年4月22日より、改正し、実施する。

この会則は、平成元年4月25日より、改正し、実施する。

この会則は、平成4年4月26日より、改正し、実施する。

この会則は、平成4年11月20日より、改正し、実施する。(追加)

この会則は、平成8年3月2日より、改正し、実施する。(追加)

この会則は、平成10年3月7日より、改正し、実施する。(追加)

この会則は、平成12年3月4日より、改正し、実施する。(追加)

この会則は、平成12年5月12日より、実施する。

この会則は、平成15年3月5日より、実施する。

この会則は、平成16年6月11日より、改正し、実施する。

この会則は、平成20年11月18日より、改正し、実施する。

この会則は、平成28年5月30日より、改正し、実施する。

この会則は、平成29年12月5日より、改正し、実施する。

この会則は、令和2年12月18日より、改正し、実施する。